

新入学準備費（就学援助）の入学前支給について

春日井市教育委員会では、市立小中学校等（明和中中学校などの国公立小中学校を含む）に就学するこどもの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

その中で、来年度（令和8年度）に小学校に入学されるお子さまがいるご家庭で、条件を満たす保護者の方に対し、新入学準備費の支給を入学前に行います。支給対象、申請方法等については、次のとおりです。

1 支給対象

次の条件すべてに該当する方が対象となります。

- ① 令和8年2月1日現在で春日井市に住所を有している方
 - ② 令和8年度に小学校に入学する児童の保護者
 - ③ 算出基準所得を下回る所得の世帯の方
- ※課税台帳等に基づく所得制限があります。所得制限の目安は右記を参照してください。

2 申請方法

- (1) 申請受付期間 令和7年11月4日（火）から令和8年1月30日（金）まで
※上記受付期間外での申請は受付できません。
- (2) 提出先 春日井市教育委員会学校教育課（春日井市役所 9階）※郵送可
※入学予定の学校では受け付けいたしません。ただし、既に兄・姉等が令和7年度就学援助の認定を受けている世帯の方は、現在通学する学校でも提出いただけます。

- (3) 申請書類
 - ア 就学援助費（新入学準備費）受給申請書(兼世帯票) ※1世帯につき1枚の申請です。
 - イ 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し 契約者と家賃の金額を確認します。
②	令和7年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	令和7年度市民税・県民税申告書の写し 市役所2階市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	申立書（任意様式）及び、状況に応じた確認書類 雇用保険受給資格者証の写し等(失業の場合)、給与明細直近3ヶ月分(収入状況激変の場合)、その他(状況が確認できるもの)

※「添付書類が必要な世帯」に該当しない場合及び、既に令和7年度就学援助の認定を受けている世帯の方は、添付書類は原則不要です。

3 支給額・支給時期等

- (1) 支給額 57,060 円（定額）
- (2) 支給時期 令和 8 年 2 月下旬～ 3 月（予定）
- (3) 支給方法 申請書に記載の口座へ振込します。

4 留意事項

- ・既に令和 7 年度の就学援助の認定を受けている世帯の方についても、入学前支給を希望される場合は申請が必要です。また、令和 8 年度の就学援助制度を希望される場合は、入学後に別途申請が必要です。
- ・今回の「新入学準備費」は、令和 8 年度就学援助制度の「新入学児童生徒学用品費」に該当しますので支給を受けた方は重複して受け取ることはできません。
- ・申請後に支給対象の要件を満たさなくなった場合（私立学校への入学、市外への転出等）は支給を受けることができませんので、学校教育課まで早めにお知らせください。

【参考】所得制限の目安(令和 7 年 10 月 1 日現在)

家族 人数	家族構成の例	令和 6 年の年間所得額 (世帯全員の合計)	年間収入額目安
2 人	父又は母・子(小 4)	約 230 万円	約 410 万円
3 人	父母・子(小 4)	約 270 万円	約 470 万円
4 人	父母・子(中 2)・子(小 4)	約 330 万円	約 560 万円
5 人	祖父又は祖母・父母・子(中 2)・子(小 4)	約 370 万円	約 620 万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額又は確定申告書の所得金額の合計)-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除で算出します。

※収入額とは税金や社会保険料などが引かれる前の年間の総支給額です。

※生活保護基準額の 1.4 倍を基に算出しています。基準額の変更時には、この金額も変更されます。

※この目安は、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。

(上表は祖父母 65 歳、父母 36 歳、賃貸住宅に居住していることを条件としています。また、年間収入額は父又は母のどちらかのみに給与収入があり、社会保険料は全国健康保険協会の令和 6 年度保険料率を用いて算出しています。)

《お問い合わせ先及び申請書類の郵送先》

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市教育委員会 学校教育課

(電話 0568-85-6442)